

神奈川県外国人医療推進検討会議設置要綱

（設置）

第1条 外国人患者が急病に際し、症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、神奈川県における外国人患者への医療提供体制の充実を図ることを目的として、神奈川県外国人医療推進検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項を所掌し検討する。

- （1）外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できる体制の整備に関する事
- （2）外国人患者を受入れる拠点的な医療機関の整備等に関する事
- （3）外国人医療に関するワンストップ窓口の整備等に関する事
- （4）その他必要な事項

（構成等）

第3条 会議は、委員13名以内で構成する。

2 委員は次の者から構成する。

- （1）医療関係団体
- （2）宿泊関係団体
- （3）多文化共生関係団体
- （4）ワンストップ・医療通訳関係団体
- （5）医療機関
- （6）行政機関
- （7）その他学識経験者等、会長が特に必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 初回の委員の任期は、第3項、第4項の規定にかかわらず、要綱施行日から令和5年3月31日までとする。

（座長）

第4条 会議には、座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。

3 座長は、会議の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 会議に、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

2 前項のワーキンググループに属する委員の任期は第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。